港 区 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 適 正 な 運 営  $\mathcal{O}$ 確 保 に 関 す る 条 例

目 的

第 条 ۲  $\mathcal{O}$ 条 例 は 住 宅 宿 泊 事 業 法 平 成 + 九 年 法 律 第 六 + 五. 뭉 以 下 法 と 1 う

に 基 づ き 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 適 正 な 運 営  $\mathcal{O}$ 確 保 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 8 る کے に ょ ŋ 区 民  $\mathcal{O}$ 

安 全 で 安 心 で き る 生 活 環 境 を 維 持 す る ک と を 目 的 と す る

定 義

第 条  $\sum_{}^{}$  $\mathcal{O}$ 条 例 に お 1 て 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 用 語  $\mathcal{O}$ 意 義 は そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定  $\otimes$ る لح

ろ に ょ る

住 宅 宿 泊 事 業 法 第 \_ 条 第 三 項 に 規 定 す る 住 宅 宿 泊 事 業 を 11 う

住 宅 泊 事 業 者 法 第 条 第 項 に 規 定 す 住 宅 宿 泊 事 業 で あ  $\mathcal{O}$ 

兀

る

者

0

て

そ

営

む

住

宅

宿

に

事 業 が 港 区  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下  $\neg$ 区 \_ لح 1 う 0  $\mathcal{O}$ 区 域 内 以 下  $\neg$ 区 内 \_ لح 11 う 0 に 存 す る 住 宅

係 る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 1 う

泊

宿

三 住 宅 宿 泊 管 理 業 務 法 第 条 第 五 項 に 規 定 す る 住 宅 宿 泊 管 理 業 務 を 1 う

兀 住 宅 宿 泊 管 理 業 者 法 第 条 第 七 項 に 規 定 す る 住 宅 宿 泊 管 理 業 者 を 11 Š

五 家 主 居 住 型 住 宅 宿 泊 事 業 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ う 5 住 宅 宿 泊 事 業 者 が 届 出 住 宅 12 人 を 宿 泊

さ せ る 間 不 在 لح な 5 な 11 ŧ  $\mathcal{O}$ で あ 0 て か 0 当 該 住 宅 宿 泊 事 業 者 が 自 5 当 該 届 出 住 宅

に 係 る 住 宅 宿 泊 管 理 業 務 を 行 う Ł  $\mathcal{O}$ 当 該 住 宅 宿 泊 事 業 者 が 住 宅 宿 泊 管 理 業 者 لح L て 当

該 届 出 住 宅 12 係 る 住 宅 宿 泊 管 理 業 務 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 < を 1 う

六 家 主 不 在 型 住 宅 宿 泊 事 業 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ う ち 家 主 居 住 型 住 宅 宿 泊 事 業 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ を

る

1

う

2 前 項 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 条 例 で 使 用 す る 用 語  $\mathcal{O}$ 意 義 は 法 で 使 用 す る 用

語

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

区  $\mathcal{O}$ 責 務

第 三 条 区 は  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 条 例  $\mathcal{O}$ 目 的 を 達 成 す る た め 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 適 正 な 運 営  $\mathcal{O}$ 確 保 に 必 要 な 施

策 を 実 施 す る t  $\mathcal{O}$ لح す る

2

区 は 前 項  $\mathcal{O}$ 施 策  $\mathcal{O}$ 実 施 に 当 た 0 て は 必 要 12 応 ľ 区  $\mathcal{O}$ 区 域 を 管 轄 す る 警 察 署

及

び

消

防

署 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係 機 関 と 連 携 す る £  $\mathcal{O}$ と す る

住 宅 宿 泊 事 業 者  $\mathcal{O}$ 責 務

第 兀 条 住 宅 宿 泊 事 業 者 は 届 出 住 宅  $\mathcal{O}$ 周 辺 地 域  $\mathcal{O}$ 良 好 な 生 活 環 境  $\mathcal{O}$ 維 持 に 努  $\Diamond$ な け れ ば な 5

な 1

2 る ょ 住 う 宅 努 宿 8 泊 事 な け 業 n 者 ば は な 6 区 な が 実 11 施 す る 玉 際 交 流 観 光 振 興 商 店 街 振 興 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 施 策 に 協 力 す

住 宅 宿 泊 事 業 を 制 限 す る 区 域 及  $\mathcal{U}$ 期 間

第 五. 条 法 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 条 例 で 定  $\Diamond$ る 家 主 不 在 型 住 宅 宿 泊 事 業 及 び 家 主 居 住 型 住 宅 宿

泊 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 制 限 は 次 項 カュ 5 第 五. 項 ま で に 定  $\otimes$ る と お り لح す る

2 家 主 不 在 型 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施 を 制 限 す る 区 域 は 次 12 掲 げ る 区 域 と す る

専 用 都 市 地 計 域 画 法 第 \_  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 種 低 和 層 兀 住 十  $\equiv$ 居 車 年 用 法 律 地 第 域 百 号 第 第 種 中 八 高 条 層 第 住 <del>---</del> 居 項 専 第 用 \_\_ 地 号 域 に 及 規 び 定 第 す る 第 種 中 高 種 層 低 層 住 居 住 車 居

用 地 域

東 京 都 文 教 地 区 建 築 条 例 昭 和 十 五. 年 東 京 都 条 例 第 八 十 八 号  $\overline{\phantom{a}}$ に 規 定 す る 文 教 地 区

3 届 出 住 宅 を 構 成 す る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 敷 地 が 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 制 限 を 受 け る 区 域  $\mathcal{O}$ 内 外 に わ た る

場 合 に お 11 て は そ  $\mathcal{O}$ 敷 地  $\mathcal{O}$ 全 部 に 0 11 て 敷 地  $\mathcal{O}$ 過 半  $\mathcal{O}$ 属 す る X 域  $\mathcal{O}$ 規 定 を 適 用 す る

第 項 各 号 12 掲 げ 区 域 に お 1 家 主 不 在 型 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施 制 限 す 期

4

る

て

を

る

間

は

月

+日 正 午 か 5 三 月 \_ + 日 正 午 ま で 兀 月 + \_\_ 日 正 午 か 5 七 月 + 日 正 午 ま で 及 び 九 月 日 正

午 か 5 十 月 \_ 十 日 正 午 ま で لح す る

5 家 主 居 住 型 住 宅 宿 泊 事 業 に 0 1 て は 実 施  $\mathcal{O}$ 制 限 は 行 わ な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ と す る

事 前 周 知

第 六 条 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 Ł う لح す る 者 は 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 ŧ う لح す る 住 宅 لح に 次 に 掲

げ る 事 項 に 0 1 て 法 第 三 条 第 <del>---</del> 項  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う لح す る 日 0 + 兀 日 前 ま で に 当 該 住 宅  $\mathcal{O}$ 

近 隣 住 民 当 該 住 宅 を 構 成 す る 建 築 物 に 居 住 す る 者 を 含 む 0 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 区 規 則 で 定  $\Diamond$ る 者 に

対 L 書 面 に ょ ŋ 通 知 L な け れ ば な 5 な 1

- 一商号、名称又は氏名及び連絡先
- <u>-</u> 住 宅 が 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 さ れ る ŧ 0 で あ る
- 三 住宅の所在地
- 四 住宅宿泊事業を開始しよう

と

す

る

日

五 住 宅 宿 泊 管 理 業 務  $\mathcal{O}$ 委 託 を す る 場 合 に お 11 7 は 住 宅 宿 泊 管 理 業 者  $\mathcal{O}$ 商 뭉 ` 名 称 又 は

氏

## 名及び連絡先

- 2 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 ŧ う と す る 者 は 法 第 三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 届 出  $\mathcal{O}$ 際 に 併 せ て 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12
- ょ る 通 知 を 行 0 た 旨 を 区 規 則 で 定  $\emptyset$ る لح ろ に ょ ŋ 区 長 に 報 告 L な け れ ば な 5 な 11

## (標識の掲示等)

- 第 七 条 住 宅 宿 泊 事 業 者 は 法 第 十 三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き 届 出 住 宅 ご と に 公 衆  $\mathcal{O}$ 見 P す 11 場
- 所 に 住 宅 宿 泊 事 業 法 施 行 規 則 平 成 十 九 年 厚 生 労 働 省 • 玉 土 交 通 省 令 第 号 0 以 下

 $\neg$ 

省

- 令 と 11 う 0  $\overline{\phantom{a}}$ で 定  $\Diamond$ る 様 式  $\mathcal{O}$ 標 識 を 掲 げ な け れ ば な 6 な 11
- 2 共 同 住 宅 等 で 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 む 住 宅 宿 泊 事 業 者 は U 前 項 に 規 定 す る 標 識  $\mathcal{O}$ 掲 示 に 加 え 5
- 当 11 0 該 た 共 だ 同 住 L 宅 当 等 該  $\mathcal{O}$ 外 表 部 示 を か す 5 る 認  $\sum_{i}$ 識 と で に き る 0 11 場 て 所 に 届 共 同 出 住 番 宅 号 等 及 に お 室 け 番 号 る 管 等 理 を を 表 行 示 う L た な 8 け  $\mathcal{O}$ れ ば 寸 体 な 建 な
- か 物 6  $\mathcal{O}$ 承 区 諾 分 が 所 得 有 6 等 れ に 関 な 1 す と る き 法 そ 律  $\mathcal{O}$ 昭 他 和  $\mathcal{O}$ 区  $\equiv$ + 長 が 七 B 年 む 法 を 律 得 第 六 な + 1 理 九 由 号 が  $\overline{\phantom{a}}$ あ 第 三 る لح 条 認 に 8 規 定 る لح す き る は 寸 体 を  $\mathcal{O}$ 11 限 う

りでない。

(宿泊者の衛生の確保

第 生 に 八 供  $\mathcal{O}$ 条 確 す 保 る 住 宅 を 居 义 室 宿 る 泊  $\mathcal{O}$ た 床 事  $\Diamond$ 面 業 に 積 者 必 12 は 要 応 な U 法 措 た 第 置 宿 五. で 泊 条 者 あ  $\mathcal{O}$ 数 規 0  $\mathcal{O}$ て 定 厚 制 に 生 限 基 労 づ 働 定 き 期 省 関 的 届 係 な 出 住 清 住 宅 宅 掃 宿 及 に 泊 び 0 事 換 1 業 気 て そ 法 施  $\mathcal{O}$ 住 行 宅 他 規  $\mathcal{O}$ 宿 則 宿 泊 泊 事 平 者 業 成  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 衛 用

(宿泊者の安全の確保)

+

九

年

厚

生

労

働

省

令

第

百

十

七

号

 $\overline{\phantom{a}}$ 

で

定

 $\Diamond$ 

る

£

 $\mathcal{O}$ 

を

講

U

な

け

れ

ば

な

5

な

11

第 保 設 九 玉 土 置 を 条 交 义 通 る 住 避 宅 省 た 難 令  $\Diamond$ 経 宿 第 に 路 泊 六 必  $\mathcal{O}$ 事 + 要 業 表 五 な 示 者 号 措 そ は  $\overline{\phantom{a}}$ 置  $\mathcal{O}$ で で 他 法 定 第 あ  $\mathcal{O}$ 六  $\otimes$ 0 火 る 災 て 条 そ  $\mathcal{O}$ ŧ 玉 土 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 交 定 他 講 通  $\mathcal{O}$ に じ 省 災 基 な 関 害 づ け 係 が き 発 れ 住 ば 宅 生 届 な 出 宿 L 5 泊 た 住 事 宅 な 場 業 に 1 合 法 12 0 施 お 11 行 け て 規 る 非 則 宿 常 泊 平 者 用 成  $\mathcal{O}$ 照 安 明 器 + 全 九  $\mathcal{O}$ 具 年 確  $\mathcal{O}$ 

(宿泊者名簿の備付け等)

第 + 定 旅  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 券 他 条 る 番  $\mathcal{O}$ 事 号 省 住 項 令 宅 を 宿 で 宿 記 泊 定 泊 載 者  $\Diamond$ 事 L が 業 る 場 者 日 区 本 所 は 長 玉 に が 内 宿 法 要 第 に 泊 八 求 住 者 L 所 名 条 た を 簿  $\mathcal{O}$ لح 有 を 規 き L 備 定 は な え に 11 基 ک 外 ے づ n 玉 れ き に を 人 提 で 宿 省 出 泊 令 あ L る 者 で لح な 定  $\mathcal{O}$ き 氏 け  $\Diamond$ れ に 名 る ば 限 لح ک な る 住 ろ 5 所 な に そ ょ い 職 業 ŋ  $\mathcal{O}$ 他 届  $\mathcal{O}$ 玉 出 省 籍 住 令 及 宅 で 75 そ

2

宿

泊

者

は

住

宅

宿

泊

事

業

者

か

5

請

求

が

あ

0

た

لح

き

は

前

項

 $\mathcal{O}$ 

省

令

で

定

8

る

事

項

を

告

げ

な

け

ればならない。

(宿泊者に対する注意事項の

説

明

第 + 令 事 に で 項 対 そ 定 L 条  $\otimes$  $\mathcal{O}$ る 他 騒 住 音 宅 t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 届 宿 に 出 火 泊 事 災 0 住 宅 及 業 11 7  $\mathcal{O}$ び 者 周 犯 は 罪 書 辺 地  $\mathcal{O}$ 法 面 第  $\mathcal{O}$ 域 防 九 備  $\mathcal{O}$ 止 付 生  $\mathcal{O}$ 条 け 活 た  $\mathcal{O}$ そ 環  $\Diamond$ 規 定  $\mathcal{O}$ 境 に 他 に 配  $\sim$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 慮 基 宿 悪 す づ 泊 影 ベ き 者 響 き が 事  $\mathcal{O}$ 省 必 防 項 令 要 で 止 に に 定 応 関 4 8 ľ L  $\mathcal{O}$ る て 処 と 必 当 要 理 該 な に ろ 事 に 事 関 ょ 項 項 L を で 配 ŋ 確 慮 あ 認 す 0 宿 べ で 7 泊 き 省 き 者

2 に ょ 住 宅 る 説 宿 明 泊 事 を L 業 な 者 け は n ば 外 な 玉 5 人 な 観 光 1 旅 客 で あ る 宿 泊 者 に 対 L 7 は 外 玉 語 を 用 11 て 前 項  $\mathcal{O}$ 規

定

る

方

法

に

ょ

ŋ

説

明

L

な

け

れ

ば

な

5

な

11

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 宿 泊 者 に 説 眀 す べ き 具 体 的 な 事 項 に 0 1 て は 区 規 則 で 定 8 る

(苦情等への対応)

第 情 十 及  $\mathcal{U}$ 条 間 合 住 せ 宅 宿 以 泊 下 事 業  $\neg$ 苦 者 情 は 等 \_ 法 と 第 + 11 う 条 0  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 規 に 定 に 0 基 1 7 づ は き 適 届 切 出 住 カ 宅 0 迅  $\mathcal{O}$ 速 周 に 辺 地 れ 域 に  $\mathcal{O}$ 対 住 応 民 L か な 5 け  $\mathcal{O}$ れ 苦

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 対 応 は 苦 情 等  $\mathcal{O}$ 内 容 に 応 ľ 現 地 12 赴 1 て 行 う ょ う 努 8 な け n ば な 6

ない。

ば

な

6

な

い

3 住 宅 宿 泊 事 業 者 は 苦 情 等 に 対 応 L た 場 合 に は 当 該 苦 情 等 を 受 け た 日 並 び に 当 該 苦 情 箬

及 び 対 応  $\mathcal{O}$ 内 容 を 記 録 L そ  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 日 か 5 当 該 記 録 を 三 年 間 保 存 L な け れ ば な 5 な い

(廃棄物の適正処理)

第 + び 三 再 利 条 用 に 住 関 宅 す 宿 る 泊 事 条 例 業 者 平 は 成 + 住 宅 <del>---</del> 宿 年 港 泊 事 X 条 業 例  $\mathcal{O}$ 第 実 三 施 + に 三 伴 号 1 生 第 U \_ た 条 廃 第 棄 物 項 を 第 港 X 号 廃 に 棄 規 物 定  $\mathcal{O}$ す 処 る 理 事 及

業 系 廃 棄 物 と L 7 適 正 に 処 理 L な け れ ば な 5 な 11

(届出住宅の公表)

第 + 兀 条 区 長 は 届 出 住 宅 に 関 す る 次 に 掲 げ る 事 項 を 公 表 す る t  $\mathcal{O}$ と す る

一 届出住宅の所在地

二 届出番号

三 家 主 不 在 型 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 む ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る 場 合 に お 11 て は 住 宅 宿 泊 事 業 者  $\mathcal{O}$ 連 絡

先

2 同 号 住 中 宅 宿 泊 住 宅 管 宿 理 業 泊 事 務 業  $\mathcal{O}$ 者 委  $\mathcal{O}$ 託 連 が 絡 さ 先 れ た と 届 出 あ 住 る 宅  $\mathcal{O}$ に は 9 1  $\neg$ 7 住 宅  $\mathcal{O}$ 宿 前 泊 項 管 第 三 理 業 뭉 者  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 商 定 号  $\mathcal{O}$ 適 名 用 称 に 又 0 は 11 氏 て 名 は

及び連絡先」とする。

(指導)

第 +五 条 区 長 は 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 適 正 な 運 営 を 確 保 す る た  $\otimes$ 必 要 が あ る と 認  $\Diamond$ る と き は 住

宅 宿 泊 事 業 者 12 対 L 必 要 な 指 導 を 行 j ۲ لح が で き る

2 住 宅 宿 泊 管 理 業 務  $\mathcal{O}$ 委 託 が さ れ た 届 出 住 宅 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 て は 同 項

中  $\neg$ 住 宅 宿 泊 事 業 者 \_\_ と あ る  $\mathcal{O}$ は 住 宅 宿 泊 事 業 者 又 は 住 宅 宿 泊 管 理 業 者 と す る

## (業務改善命令)

第 変 要 + 更 が 六 そ あ 条  $\mathcal{O}$ る 他 لح 区 業 認 長 務 8 は る  $\mathcal{O}$ 運 لح 法 営 き 第 は +  $\mathcal{O}$ 改 五. 善 そ 条 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 必 必 規 要 要 定 な  $\mathcal{O}$ に 措 限 基 度 づ 置 を に き と お る 11 住 ベ て 宅 き 宿 ک 住 泊 لح 宅 事 を 宿 業 命 泊  $\mathcal{O}$ ず 事 適 る 業 正 ک 者 な と に 運 が 営 対 で L を き 確 る 保 業 務 す る  $\mathcal{O}$ 方 た 法 め 必  $\mathcal{O}$ 

2 に 泊  $\mathcal{O}$ 用 対 管 す 区 適 L 理 正 る 長 業 な 法 は 者 運 業 第 営 務 五 法 区 を 条 第  $\mathcal{O}$ 方 内 カュ 兀 確 保 + 法 に 5 す 第  $\mathcal{O}$ お <del>---</del> 変 る + 条 1 更 7 た 条 第 そ 住  $\otimes$ ま 宅 で 必 項  $\mathcal{O}$ 他 宿 要  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 業 泊 が 規 規 管 務 あ 定 定 る に に 理  $\mathcal{O}$ 運 業 と ょ 基 営 を 認 る づ 業 営  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ き る 務 改 む 善 者 と に 住 限 宅 に に き 限 は る 必 宿 0 要 泊 る な そ 第 管 措  $\mathcal{O}$ 理 第 十 業 置 + 八 必 を 八 要 条 法 と 条  $\mathcal{O}$ 第 \_ 第 る 第 限 三 べ 度 項 き 項 十 に に 六 に お お と 条 お 11 11 を 11 て 7 に 命 7 同 お ず ľ 同 住 11 ľ る 宅 7 宿 潍

## (業務停止命令等)

لح

が

で

き

る

第 そ 業 + に 七  $\mathcal{O}$ 業 関 条 務 L  $\mathcal{O}$ 法 区 全 令 長 部 又 は は 又 は 前 法 条 第 部 第 + 六  $\mathcal{O}$ 停 項 条 止 第  $\mathcal{O}$ を 規 命 定 項 ず に  $\mathcal{O}$ る ょ 規  $\sum_{}$ る 定 لح 命 に が 令 基 で 12 づ き 違 き る 反 住 L た 宅 لح 宿 き 泊 事 は 業 者 年 が そ 以 内  $\mathcal{O}$ 営  $\mathcal{O}$ 期 む 間 住 を 宅 定 宿  $\emptyset$ 泊 事 て

2 L 法 区 令 長 又 は は 前 法 条 第 第 + 六 項 条 若 第 L < 項 は  $\mathcal{O}$ 前 規 項 定  $\mathcal{O}$ に 規 基 づ 定 に き ょ る 住 命 宅 令 宿 に 泊 違 事 業 反 者 L た が 場 そ 合  $\mathcal{O}$ 営 で あ む 0 住 て 宅 宿 他 泊 事  $\mathcal{O}$ 方 業 法 に 12 関

ょ ŋ 監 督  $\mathcal{O}$ 目 的 を 達 成 す る ک لح が で き な **,** \ لح き は 住 宅 宿 泊 事 業  $\mathcal{O}$ 廃 止 を 命 ず る ک لح が で き

る。

3 な < 区 長 そ は  $\mathcal{O}$ 理 法 由 第 を + 六 示 L 条 7 第 三 そ 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 旨 規 を 定 に 住 宅 基 づ 宿 泊 き 事 業 前 \_ 者 項 に  $\mathcal{O}$ 通 規 知 定 L な に ょ け れ る ば 命 な 令 5 を な L た 11 と き は 遅 滞

(報告徴収及び立入検査)

第 そ た +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 8 八 他  $\mathcal{O}$ 職 必 条 員 要 物 件 が に 区 長 を あ 検 る 届 は 査 出 と さ 住 認 法 せ 宅 第  $\otimes$ そ る + と 若  $\mathcal{O}$ 七 L 他 き 条 < 第  $\mathcal{O}$ は は 施 関 設 住 項 係 に 宅  $\mathcal{O}$ 者 <u>\f</u> 規 宿 に ち 泊 定 質 入 事 に 間 業 基 り さ 者 づ せ そ に き る  $\mathcal{O}$ 対  $\sum_{}$ 業 L 住 لح 務 宅 が  $\mathcal{O}$ そ 宿 状 で 泊  $\mathcal{O}$ 業 事 き 況 る 若 務 業 L に  $\mathcal{O}$ < 関 適 正 は L 設 な 報 告 運 備 を 営 帳 求 を 簿  $\otimes$ 確 書 保 類 又 す そ は る

2 若 そ 8 L  $\mathcal{O}$ 必 区 < 職 要 長 員 が は は 設 に あ 備 る 法 住 لح 第 帳 宅 認 兀 簿 宿 8 + 書 泊 る 五. 類 管 لح 条 そ 理 き 第  $\mathcal{O}$ 業 は 者 項 他  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 住  $\mathcal{O}$ 営 宅 物 規 件 業 宿 定 を 泊 に 所 管 基 検 査 事 理 づ さ 務 業 き 者 せ 所 そ に 住 若 対 宅  $\mathcal{O}$ L 他 L 宿 <  $\mathcal{O}$ 泊 は そ 管 施 関 理 設  $\mathcal{O}$ 係 業 業 に 者 <u>\f</u> 務  $\mathcal{O}$ に ち に 適 関 質 入 正 問 り L な さ 報 運 せ 告 営 そ る を を  $\mathcal{O}$ ک 業 求 確 と 保 務  $\otimes$ す が  $\mathcal{O}$ 状 で 又 る 況 は た き

(建物又は土地の提供者等の責務)

る

第 供 + に 九 係 条 る 契 X 内 約  $\mathcal{O}$ に 締 存 結 す に る 際 建 物 L て 又 は 住 土 宅 地 宿 を 泊 他 事 人 業 に 賃  $\mathcal{O}$ 実 貸 施 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 可 否  $\mathcal{O}$ を 方 当 法 該 に 契 ょ 約 り 書 提 12 供 す 記 載 る す 者 る は ょ う 当 努 該 提 8

なければならない。

2 区 分 区 所 内 有 に 者 存 を す 1 る う 建 0 物  $\mathcal{O}$ は 区 分 住 所 宅 有 者 宿 泊 事 建 業 物  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 実 区 分 施  $\mathcal{O}$ 所 可 有 否 等 を に 規 関 約 す 等 る 法 同 律 第 法 \_ 第 三 条 第 十 条 第 項 に 項 規  $\mathcal{O}$ 定 規 す 約 る

及 び 当 該 規 約 12 基 づ き 定  $\Diamond$ る 細 則 等 を 11 う で 定 8 る ょ う 努  $\otimes$ な け れ ば な 5 な 11

住

宅

宿

泊

管

理

業

務

 $\mathcal{O}$ 

委

託

が

さ

れ

た

場

合

 $\mathcal{O}$ 

適

用

除

外

及

び

住

宅

宿

泊

管

理

業

者

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

準

用

第 + 条 第 兀 条 及 75 第 八 条 か 5 第 + 三 条 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は 住 宅 宿 泊 管 理 業 務  $\mathcal{O}$ 委 託 が さ れ た 届

出 住 宅 に お 1 7 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 む 住 宅 宿 泊 事 業 者 に 9 1  $\mathcal{T}$ は 適 用 L な 11

2

第

兀

条

及

び

第

八

条

カ

5

第

+

三

条

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

規

定

は

住

宅

宿

泊

管

理

業

務

 $\mathcal{O}$ 

委

託

が

さ

れ

た

届

出

住

宅

に お 1 て 住 宅 宿 泊 管 理 業 を 営 む 住 宅 宿 泊 管 理 業 者 に 9 1 て 準 用 す る ک  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 て 次

 $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲 げ る 規 定 中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る 字 句 は そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲 げ る 字 句 に

読み替えるものとする。

第八条	法 第 五 条	法第三十六条において準用する法第五条
第九条	法第六条	法第三十六条において準用する法第六条
第十条第一項	法第八条	法第三十六条において準用する法第八条
第十一条第一項	法第九条	法第三十六条において準用する法第九条
第十二条第一項	法第十条	法第三十六条において準用する法第十条

委 任

第 + 条  $\mathcal{O}$ 条 例 に 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か  $\mathcal{O}$ 条 例  $\mathcal{O}$ 施 行 に 関 L 必 要 な 事 項 は 区 規 則 で 定

8 る

付 則

施

行

期

日

1 ک

 $\mathcal{O}$ 条 例 は 平 成  $\equiv$ + 年 六 月 十 五 日 か 5 施 行 す る 0 た だ L 第 六 条 並  $\mathcal{U}$ に 次 項 及 び 付 則 第

三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 同 年 三 月 + 五. 日 か 5 施 行 す る

経 過 措 置

2 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 ŧ う と す る 者 で あ 0 7 法 附 則 第 \_ 条 第 \_\_ 項 前 段  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う لح L 又

項

 $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う لح す る 日 \_ と あ る  $\mathcal{O}$ は  $\subseteq$  $\mathcal{O}$ 条 例  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 \_ لح す る

前 項 に 規 定 す る 者 は  $\mathcal{O}$ 条 例  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 兀 日 前 ま で に 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 読 4 替 え

3

は

届

出

を

L

た

t

 $\mathcal{O}$ 

に

0

11

て

 $\mathcal{O}$ 

第

六

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用

に

0

1

て

は

同

項

中

法

第

 $\equiv$ 

条

第

て 適 用 す る 第 六 条 第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 通 知 を 行 0 た 旨 及 び そ  $\mathcal{O}$ 内 容 を 区 規 則 で 定  $\otimes$ る لح ろ

に ょ ŋ 区 長 に 報 告 L な け れ ば な 5 な 1

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 報 告 を 行 0 た 者 に 0 11 て は 第 六 条 第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 適 用 L な 11